

大磯町自治基本条例町民委員会の中間とりまとめ

第1回町民委員会のまとめ 平成27年11月28日（土）開催

行政の職員アンケートや条例の運用状況から、最高規範という位置づけが条例にあり、誤解を招く可能性がある。また、行政は、住民の要望を聞く立場と、予算を執行する立場の両立が困難であることから、住民参加を実施したときに、事業実施の非効率が生じている。それは、自治基本条例への町民の期待感と行政職員の理解にずれが生じていることによる。

成長している時期ならば、正の分配としての新規事業により住民サービスが増え、住民の声の反映は容易であるが、成長しない時代を背景として、事業の縮小や施設の廃止といった負の分配についての検討が始まり、住民参加が事業の縮小や施設の削減を困難にする可能性がある。

そこで、町民委員会では、正と負の分配における住民参加のプロセスや、その際の条例の位置づけを検証し、問題点を明らかにして解決策を見出すものとする。その検証にあたっては、ケーススタディとして【事例1】駐輪場の建設、【事例2】公共施設の再編を対象とする。検証にあたっては、これまで自治基本条例の成立に努力を重ねてきた町民の声を尊重する。

1. 自治基本条例が最高規範として理解されがちな点が誤解を招いている
2. 住民参加の非効率が生じている。
3. 条例の位置づけについて町民の期待感と行政職員の理解にずれが生じている。
4. 新規事業（正の分配）と廃止事業（負の分配）の2つの事例によって条例の修正の方向性を検討する。
5. これまでの住民参加による条例制定の経過を尊重する

第2回町民委員会のまとめ 平成28年2月5日（金）開催

駐輪場の建設における住民参加をケーススタディとして、下記のとおり条例の問題点を検証した。

【議論のまとめ】

①住民が参加する機会が、方針に関すること（例：大磯駅前用地利活用検討委員会）と事業に関すること（例：大磯町自転車等駐車対策協議会）の区別が不明確で、意見の内容に混乱が見られる。住民参加の目的、時期、方法、結果を明らかにして参加機会を設定すべきである。また、住民参加の結果は、その決定内容とともに公表すべきである。

②住民が参加する機会は、方針レベルと事業レベルに分けて、参加の方法（協議会、任意の委員会、アンケート、ワークショップなど）を実施予定時期とともに住民に

示すことが求められる。また、専門性が高い検討が必要であることが予想される方針や事業レベルへの住民参加は、その参加の必要を十分に検討すべきである。

③事業の決定において、住民が参加した後、行政と議会がどのように責務を果たしたのかを明確にする必要がある。

1. 方針レベルの参加と事業レベルの参加が混在している
2. 住民参加の実施にあたっては、目的、時期、方法、結果を明確にする
3. 高い専門性を必要とする場合には参加の可否を十分に検討する
4. 参加結果を踏まえた行政と議会の決定内容を明確にする

第3回町民委員会のまとめ 平成28年3月30日（水）開催

公共施設の再編における住民参加をケーススタディとして、下記のとおり条例の問題点を検証した。

【議論のまとめ】

行政のサービスや公共の施設を減らすという負の分配における住民参加のケーススタディにより条例の問題点を検証した。方針レベルの住民参加においては、公平性に関わる議論に十分な時間をかけ、特に弱者の意見を広く聴取すべきである。事業レベルにおいては、行政サービスや施設がなくなることにより不利益が生じる住民は、反対の姿勢を貫くなど住民参加では解決不可能な場合もある。その場合には、第三者が入った検討の場で、時間をかけて意見の整理を実施し、当該サービスや施設の削減の妥当性についての検討結果を示す。その結果をもとに、削減の判断は行政だけでは困難なことから、行政とともに議会も判断を下すべきである。そして、理念的な自治基本条例の修正とともに、住民参加のルールづくりを検討すべきである。

1. 方針レベルでは公平性に十分な時間をかけて検討する
2. 方針レベルの検討の際には、とりわけ不利益が生じる弱者の声を広く聴取する
3. 事業レベルで住民参加による解決が不可能な場合、第三者による検討の場でサービスや施設の削減の妥当性について検討する
4. 事業レベルの決定は、行政のみならず議会でも判断する必要がある。
5. 住民参加のルールづくりを検討すべきである

以上